

新潟市 省力化・省エネ化補助金

補助対象事業者

市内の工場又は物流施設（日本標準産業分類に掲げる製造業、新聞業、出版業、倉庫業、道路貨物運送業、こん包業、港湾運送業）に設備投資を行う中小企業者

※建設業、卸売業、小売業（製造小売業を含む）等は対象になりません。

業種については、日本標準産業分類をご確認ください。（総務省統計局ホームページ http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/）

募集スケジュール

令和7年3月3日(月)から（予算の範囲内）

支援内容

160万円以上の「機械及び装置」及び「ソフトウェア」であり、以下の区分に該当するもの

区 分		A	B	C	
交付要件 (1)～(3)まで全て満たすもの	(1)作業効率化		20%以上	30%以上	40%以上
	①～③のいずれか	①CO ₂ 排出量削減	20%以上	30%以上	40%以上
		②省エネ効果	20%以上	30%以上	40%以上
		③使用エネルギー	生産設備で使用するエネルギーを化石燃料から電力へ変換するもの		
	(3)製品及び炭素生産性※ ※炭素生産性 付加価値の創出に伴って生じる環境負荷の低減を評価することができる指標 ※製造業のみ対象		—	—	・ 導入設備から製造された製品又は製品を構成する部材がCO ₂ 排出量削減に寄与 ・ 工場の炭素生産性※が年1%以上向上
補 助 率		10%	20%	30%	
補助限度額		200万円	500万円	1,000万円	

注意事項

- ・発注前に申請窓口へ事前相談を行い、補助金の交付申請を行ってください。
- ・発注は補助金の交付決定後に行ってください。
- ・補助金の交付は、補助金の交付決定を受けた設備を導入し、補助金の実績報告後に交付します。
- ・補助金の実績報告は令和8年2月末までに提出してください。



補助対象設備

以下の要件をすべて満たすもの

- 事業の用に直接供する法人税法施行令等の「機械及び装置」又は「ソフトウェア」に該当するもの。
- 本制度以外の市の制度により補助金の交付を受けようとする設備ではないこと。
- 国、県その他の地方公共団体又は産業支援機関の制度により補助金の交付を受けようとする同一の設備ではないこと

提出書類

交付申請		実績報告	
申請期限	提出書類	報告期限	提出書類
事業着手の日の前日	(1) 事業計画書 (2) 取得予定の設備の明細書及び取得予定価額を明らかにする書類 (3) 法人の登記事項証明書又は住民票 (4) 最新の決算書(写し)又は確定申告書(写し) (5) 交付要件に係る作業効率化及び脱炭素化要件の根拠となる数値がわかる信憑書類 (6) 対象設備設置予定箇所の写真 (7) 暴力団等の排除に関する宣誓書及び同意書 (8) 市税の納税証明書	事業完了後30日以内又は補助金の交付決定に係る年度の2月28日のいずれか早い日	(1) 実績報告書 (2) 取得した設備の明細書及び取得価額を明らかにする書類 (3) 取得した設備の納入日を明らかにする書類 (4) 取得した設備の保管状況を明らかにする書類 (5) 交付要件に係る作業効率化及び脱炭素化要件の実績値の数値がわかる報告書類 (6) 取得した設備の設置後の写真

申請窓口 制度については、下記窓口にお問い合わせください。

新潟市役所	企業誘致課	TEL : 025-226-1689	秋葉区役所	産業振興課	TEL : 0250-25-5689
北区役所	産業振興課	TEL : 025-387-1356	南区役所	産業振興課	TEL : 025-372-6505
東区役所	地域課	TEL : 025-250-2170	西区役所	農政商工課	TEL : 025-264-7630
中央区役所	地域課	TEL : 025-223-7054	西蒲区役所	産業観光課	TEL : 0256-72-8454
江南区役所	産業振興課	TEL : 025-382-4809			